



五管区水路通報第11号

262項-277項

平成29年3月17日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第262項	四国南岸	足摺岬南方	照明弾投下訓練
第263項	和歌山下津港	外港及び付近	水中障害物存在
第264項	大阪湾	淡輪港	離岸堤延長
第265項	阪神港	大阪区、第2区	護岸完成
第266項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止
第267項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航行制限
第268項	阪神港	大阪区及び尼崎西宮芦屋区	水深減少
第269項	阪神港	神戸区、第2区	防波堤一部撤去等
第270項	阪神港	神戸区、第6区	航泊禁止
第271項	阪神港	神戸区、第6区	灯付浮標移設作業
第272項	明石海峡	明石海峡航路	海上作業
第273項	姫路港西方		海上行事
第274項	紀伊水道	今切港	灯付浮標設置
第275項	徳島小松島港	小松島区、第3区	小型船舶実技講習
第276項	紀伊水道	橘港	潜水作業
第277項	四国南岸	須崎港	消波ブロック設置

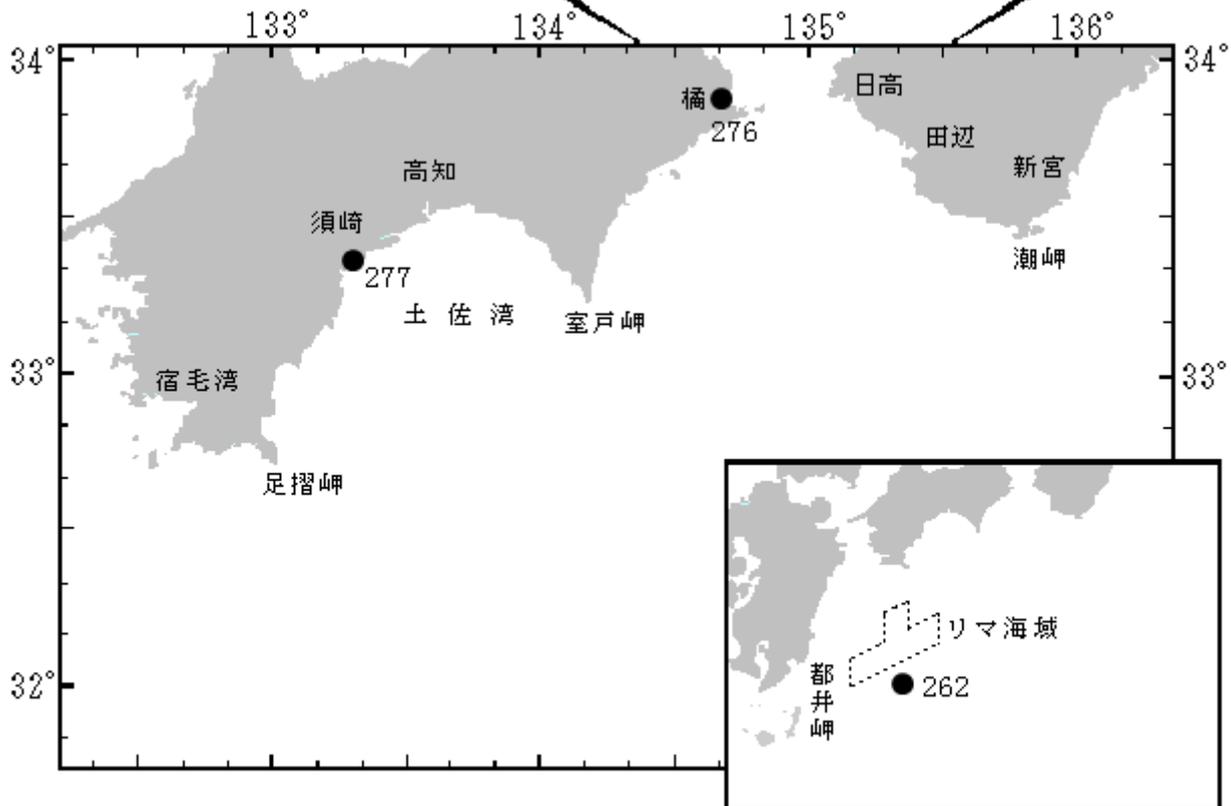
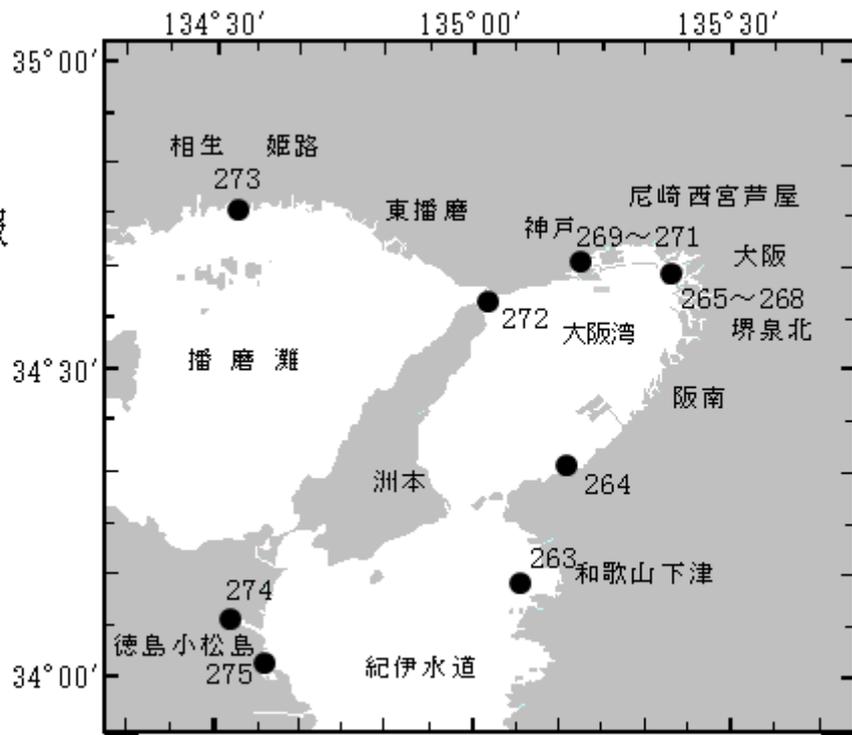
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第10号(平成29年3月10日発行)掲載分)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の項数
阪神港、神戸区、第2区	水深等について(補正図)	W101A(JP 共)	168	-----
姫路港、網干区、第1区	水深等について(補正図)	W134B(JP 共)	169	-----
泉州港	灯設置	W199(北泊地)	172	29年4号84項

五管区水路通報

第11号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

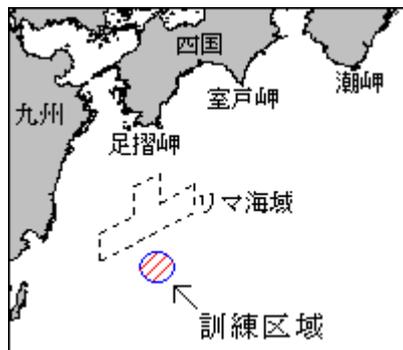
※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★29年262項 四国南岸 — 足摺岬南方 照明弾投下訓練

足摺岬南方において、自衛隊航空機による照明弾投下訓練が実施される。

期 間 平成29年3月23日（予備日24日）1800～2000
区 域 31-00N 133-00E を中心とする半径10海里の円内区域
海 図 W157
出 所 海上自衛隊第31航空群



★29年263項 和歌山下津港 — 外港及び付近 水中障害物存在

和歌山下津港外港及び付近において、水中障害物が存在する。

位 置 下記7地点付近

- | | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------------|
| (1) | 34-10-52.5N | 135-07-59.8E | (水深20.3m 比高約1m) |
| (2) | 34-08-12.0N | 135-07-15.8E | (水深31m 比高約1m) |
| (3) | 34-08-06.3N | 135-07-07.1E | (水深30m 比高約1m) |
| (4) | 34-07-58.3N | 135-06-11.6E | (水深31m 比高約1.5m) |
| (5) | 34-07-28.6N | 135-06-03.1E | (水深30m 比高約1m) |
| (6) | 34-07-16.3N | 135-05-57.0E | (水深27.8m 比高約1.5m) |
| (7) | 34-07-45.6N | 135-05-19.0E | (水深35m 比高約1m) |

海 図 W1144(JP共)－W1150(JP共)－W1143
出 所 五本部海洋情報部

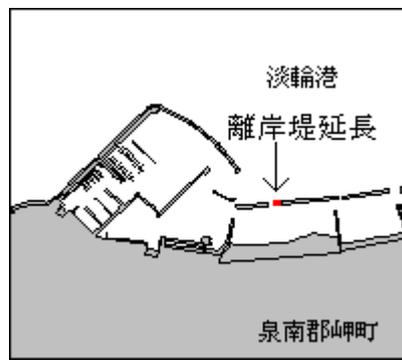


★29年264項 大阪湾 — 淡輪港 離岸堤延長

淡輪港において、離岸堤が延長された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近（幅14.7m）
(1) 34-20-15.7N 135-11-04.7E
(2) 34-20-15.8N 135-11-05.7E（既設離岸堤端）

海 図 W1398
出 所 五本部海洋情報部

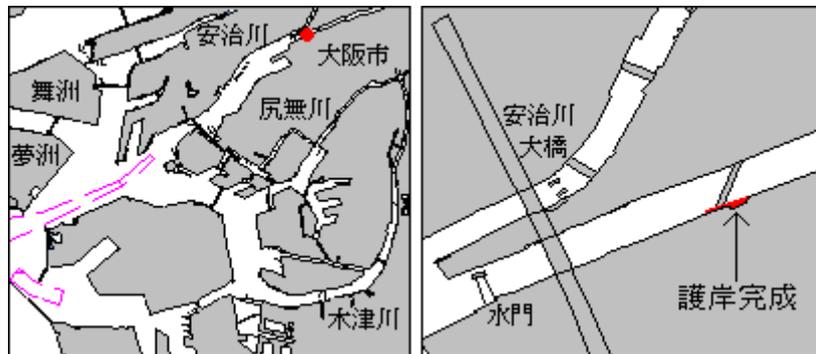


★29年265項 阪神港 — 大阪区、第2区 護岸完成

JR 安治川橋梁付近において、護岸が完成した。

- 区域 下記3地点を結ぶ線上付近
- (1) 34-40-36.9N 135-27-40.8E (岸線上)
 - (2) 34-40-37.2N 135-27-40.7E
 - (3) 34-40-38.2N 135-27-44.1E (岸線角)

海図 W123 (安治川接続図、JP共)
出所 阪神港長



★29年266項 阪神港 — 大阪区、第6区 航泊禁止

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航泊が引き続き禁止される。

- 期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 区域 下記6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-37-56.6N 135-21-11.8E (岸線上)
 - (2) 34-37-57.8N 135-21-10.5E
 - (3) 34-38-25.4N 135-21-36.9E
 - (4) 34-37-57.0N 135-22-08.4E
 - (5) 34-37-34.8N 135-21-39.1E
 - (6) 34-37-39.3N 135-21-31.0E (岸線上)

備考 上記区域を
 ・黄色灯標(レーダー反射器付、同期点滅) 13基
 ・黄色標識灯(レーダー反射器付、同期点滅) 6基(潜堤明示用)
 ・黄色標識灯 2基
 で表示

航泊禁止区域周辺には、警戒船が配備される

海図 W123(JP共)－W1146(JP共)－W1103(JP共)
 －W150A(JP共)－W106(JP共)
 出所 阪神港長公示大第29-1号(29.3.1)



★29年267項 阪神港 — 大阪区、内港航路及び付近 航行制限

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期 間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

区 域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-08.6N 135-23-25.5E (赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-01.5N 135-23-10.7E (大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-18.7N 135-22-00.3E (大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E (緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E (大阪第1号灯浮標)

- 制限事項
- 1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
 - 2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
 - 1 海難を避けようとするとき。
 - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 - 3 港長の許可を受けたとき。
 - 3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海 図 W123 (JP共)

出 所 阪神港長公示大第29-2号(29.3.1)



★29年268項 阪神港 — 大阪区及び尼崎西宮芦屋区 水深減少

淀川河口付近において、水深が海図記載より約0.5m減少している。

区域1 下記地点付近

- (1) 34-40-32N 135-23-09E

区域2 下記2地点を結ぶ線上付近

- (2) 34-40-39N 135-24-04E
- (3) 34-40-23N 135-24-10E

海 図 W1107 (JP共) - W123 (JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★29年269項 阪神港 — 神戸区、第2区 防波堤一部撤去等

五管区水路通報28年33号896項削除

第6南防波堤において、防波堤の基礎及びケーソンが撤去された。

1、防波堤基礎撤去

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-39-52.3N 135-14-58.7E (工事中断線南端)

(2) 34-39-55.8N 135-14-55.6E

2、防波堤ケーソン撤去

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

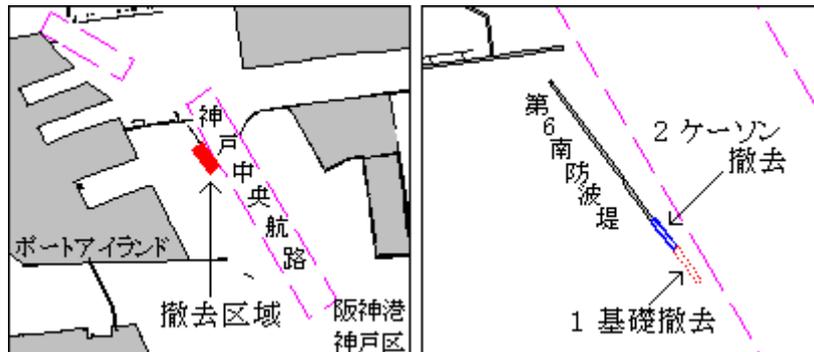
(3) 上記(2)地点

(4) 34-39-58.1N 135-14-53.5E

備考 区域2は基礎部分が存在し、今後撤去工事が実施される

海図 W101A(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★29年270項 阪神港 — 神戸区、第6区 航泊禁止

六甲アイランド南地区埋立工事に伴い、引き続き一般船舶の航泊が禁止される。

(当該工事作業従事船舶及び港長が許可した船舶を除く。)

期間 平成29年3月31日1700～平成31年3月31日

区域 (1)～(3)を結ぶ線、陸岸、(4)～(7)を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域

(1) 34-40-28.7N 135-16-54.2E (防波堤上)

(2) 34-39-56.9N 135-16-59.6E

(3) 34-39-55.8N 135-16-49.9E (岸線上)

(4) 34-39-55.4N 135-16-28.6E (岸線上)

(5) 34-39-54.6N 135-16-19.4E

(6) 34-39-48.4N 135-16-06.1E

(7) 34-40-20.9N 135-15-43.8E (防波堤上)

備考 上記区域を灯浮標及び標識灯で表示(各標識は同期点滅している)

海図 W101A(JP共)

出所 阪神港長公示神第29-1号(29.2.21)



★29年271項 阪神港 — 神戸区、第6区 灯付浮標移設作業

神戸沖埋立処分場東方において、潜水士・起重機船等による灯付浮標の移設作業が実施される。

期 間 平成29年3月27日（予備日28日～31日）日出～日没

区域1 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-40-24N 135-18-03E
- (2) 34-40-25N 135-18-21E
- (3) 34-40-09N 135-18-22E
- (4) 34-40-07N 135-18-05E

区域2 下記4地点により囲まれる区域

- (5) 34-38-34N 135-18-15E
- (6) 34-38-35N 135-18-32E
- (7) 34-38-27N 135-18-33E
- (8) 34-38-25N 135-18-16E

備 考 起重機船のアンカー位置を示す浮標が設置される
作業中は警戒船が配備される

移設予定位置

- | | | | |
|-----|----|-------------|--------------|
| 区域1 | 新) | 34-40-20.7N | 135-18-06.9E |
| | 旧) | 34-40-13.0N | 135-18-15.9E |
| 区域2 | 新) | 34-38-30.4N | 135-18-17.3E |
| | 旧) | 34-38-31.0N | 135-18-25.5E |

海 図 W101A (JP共)

出 所 阪神港長



★29年272項 明石海峡 ー 明石海峡航路 海上作業

五管区水路通報 29年8号 209項 削除

明石海峡航路において、灯浮標に測量船「うずしお」(30トン)を接舷しての作業が実施される。

期 間 平成29年3月21日(予備日22日~4月5日) 0830~日没

位 置 明石海峡航路中央第2号灯浮標(灯台表第1巻3718)(34-37.4N 135-00.6E)

備 考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海 図 W131(JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★29年273項 姫路港西方 海上行事

姫路港西方において、スタンドアップパドルボード(約100艇)によるレースが実施される。

期 間 平成29年4月2日 0800~1500

区 域 下記4地点を結ぶ線上付近

(1) 34-46-17N 134-33-00E

(2) 34-46-16N 134-32-36E

(3) 34-45-59N 134-32-56E

(4) 34-45-45N 134-33-30E

備 考 コースを示す浮標が4基設置される
レース中は警戒船が配備される

海 図 W1113

出 所 姫路海上保安部



★29年274項 紀伊水道 — 今切港 灯付浮標設置

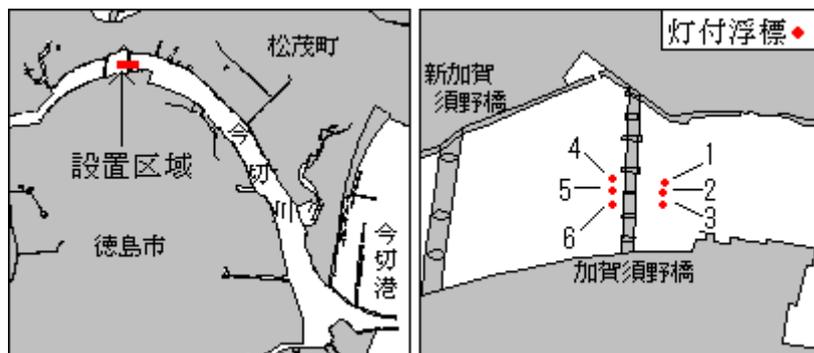
加賀須野橋周辺において、灯付浮標（橙色塗、橙色灯、球形型）6基が設置された。

位置 下記6地点

- (1) 34-07-49.0N 134-34-38.7E
- (2) 34-07-48.4N 134-34-38.6E
- (3) 34-07-47.9N 134-34-38.5E
- (4) 34-07-49.1N 134-34-35.6E
- (5) 34-07-48.5N 134-34-35.6E
- (6) 34-07-48.0N 134-34-35.6E

海図 W1214

出所 徳島海上保安部



★29年275項 徳島小松島港 — 小松島区、第3区 小型船舶実技講習

弁天島北方において、小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成29年3月22日～24日（予備日25日）日出～日没

区域 34-00-07N 134-36-37E 付近

標識 区域内に蛇行コースを示す黄色浮標が3基設置される

海図 W1126

出所 徳島小松島港長



★29年276項 紀伊水道 — 橘港 潜水作業

電源開発橘湾発電所周辺において、潜水士・水中ロボットによる放水口及び取水口の点検作業が実施される。

期間 平成29年3月26日～4月10日（予備日11日～18日）日出～日没

区域 下記2地点付近

- (1) 33-51-24N 134-39-38E
- (2) 33-51-12N 134-39-01E

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W1104

出所 徳島海上保安部



★29年277項 四国南岸 — 須崎港 消波ブロック設置

五管区水路通報 28年42号 1208号削除

須崎港港口の防波堤において、消波ブロックが設置された。

区域 下記2地点を結ぶ線上(幅約14m)

(1) 33-22-29.6N 133-17-19.7E

(2) 33-22-31.1N 133-17-46.0E

海図 W105 (分図「須崎港」共)

出所 五本部海洋情報部

